高鍋町告示第48号

令和７年第４回高鍋町議会定例会を次のとおり招集する。

令和７年11月28日

高鍋町長　黒木　敏之

１　期　日　　令和７年12月４（木）

２　場　所　　高鍋町役場議場

○開会日に応招した議員

日髙　正則君	森﨑　英明君
橋　　重文君	春成　　勇君
兒玉　秀人君	中村　末子君
永友　良和君	森　　弘道君
加藤　秀文君	樫原　富子君
松岡　信博君	緒方　直樹君
田中　義基君	古川　　誠君

○12月８日に応招した議員

同上

○12月９日に応招した議員

同上

○12月10日に応招した議員

同上

○12月16日に応招した議員

同上

○応招しなかった議員

令和７年　第４回（定例）高　鍋　町　議　会　会　議　録（第１日）

令和７年12月４日（木曜日）

議事日程（第１号）

令和７年12月４日　午前10時00分開会

日程第１　会議録署名議員の指名

日程第２　諸報告

（１）議長の会務報告

（２）議員派遣の報告

（３）例月現金出納検査結果報告

（４）定期監査結果報告

（５）町長の政務報告

日程第３　会期の決定

日程第４　議案第68号　高鍋総合運動公園野球場改修工事のうち建築一式工事請負変更契約について

日程第５　同意第３号　教育委員会委員の任命について

日程第６　議案第69号　西都児湯障害認定審査会共同設置規約の変更について

日程第７　議案第70号　高鍋町青少年問題協議会条例の廃止について

日程第８　議案第71号　高鍋町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について

日程第９　議案第72号　高鍋町印鑑条例の一部改正について

日程第10　議案第73号　児童福祉法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

日程第11　議案第74号　高鍋町子ども・子育て会議設置条例の一部改正について

日程第12　議案第75号　高鍋町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

日程第13　議案第76号　高鍋町保育所条例の一部改正について

日程第14　議案第77号　高鍋町水道事業の設置等に関する条例の一部改正について

日程第15　議案第78号　高鍋町公園条例の一部改正について

日程第16　議案第79号　令和７年度高鍋町一般会計補正予算（第５号）

日程第17　議案第80号　令和７年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第４号）

日程第18　議案第81号　令和７年度高鍋町後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）

日程第19　議案第82号　令和７年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第３号）

日程第20　議案第83号　令和７年度高鍋町下水道事業会計補正予算（第４号）

本日の会議に付した事件

日程第１　会議録署名議員の指名

日程第２　諸報告

（１）議長の会務報告

（２）議員派遣の報告

（３）例月現金出納検査結果報告

（４）定期監査結果報告

（５）町長の政務報告

日程第３　会期の決定

日程第４　議案第68号　高鍋総合運動公園野球場改修工事のうち建築一式工事請負変更契約について

日程第５　同意第３号　教育委員会委員の任命について

日程第６　議案第69号　西都児湯障害認定審査会共同設置規約の変更について

日程第７　議案第70号　高鍋町青少年問題協議会条例の廃止について

日程第８　議案第71号　高鍋町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について

日程第９　議案第72号　高鍋町印鑑条例の一部改正について

日程第10　議案第73号　児童福祉法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

日程第11　議案第74号　高鍋町子ども・子育て会議設置条例の一部改正について

日程第12　議案第75号　高鍋町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

日程第13　議案第76号　高鍋町保育所条例の一部改正について

日程第14　議案第77号　高鍋町水道事業の設置等に関する条例の一部改正について

日程第15　議案第78号　高鍋町公園条例の一部改正について

日程第16　議案第79号　令和７年度高鍋町一般会計補正予算（第５号）

日程第17　議案第80号　令和７年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第４号）

日程第18　議案第81号　令和７年度高鍋町後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）

日程第19　議案第82号　令和７年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第３号）

日程第20　議案第83号　令和７年度高鍋町下水道事業会計補正予算（第４号）

出席議員（14名）

１番　日髙　正則君	２番　森﨑　英明君
３番　橋　　重文君	５番　春成　　勇君
６番　兒玉　秀人君	７番　中村　末子君
８番　永友　良和君	10番　森　　弘道君
11番　加藤　秀文君	12番　樫原　富子君
13番　松岡　信博君	14番　緒方　直樹君

15番　田中　義基君　　16番　古川　　誠君

欠席議員（なし）

欠　　員（なし）

事務局出席職員職氏名

議会事務局長　徳永　惠子君　　事務局長補佐　永友　優一君

議事調査係長　宮本　敦子君

説明のため出席した者の職氏名

町長　……　黒木　敏之君　　副町長　……　早瀬　哲郎君

教育長　……　奥村　昌美君　　代表監査委員　……　三輪　見敏君

農業委員会会長　……　坂本　弘志君

総務課長兼選挙管理委員会事務局長　……　横山　英二君

財政経営課長　……　野中　康弘君　　建設管理課長　……　芥田　賢治君

農業政策課長　……　飯干　雄司君　　農業委員会事務局長　…　杉　　英樹君

地域政策課長　……　山下　美穂君　　危機管理課長　……　宮越　信義君

会計管理者兼会計課長　……　鳥取　和弘君

町民生活課長　……　岩佐　康司君　　健康保険課長　……　井戸川　隆君

福祉課長　……　杉田　将也君　　税務課長　……　濱本　生代君

上下水道課長　……　松浦　郁雄君　　教育総務課長　……　日高　茂利君

社会教育課長　……　濱本　明俊君

午前10時00分開会

○議長（古川　　誠）　おはようございます。

只今から令和７年第４回高鍋町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

この際、議会運営委員会の報告を求めます。委員長、緒方直樹議員。

○議会運営委員会委員長（緒方　直樹君）　１４番。おはようございます。

令和７年第４回高鍋町議会定例会の招集に伴いまして、去る１２月１日午前１０時より第３会議室におきまして、議会運営委員１名欠席、議長が出席、執行部より副町長、総務課長、財政経営課長の３名、議会事務局より日程説明のため、議会事務局長と補佐の２名が出席し、議会運営委員会を開催いたしましたので、御報告いたします。

今回の定例会に提案されます案件は、議案第６８号高鍋総合運動公園野球場改修工事のうち建築一式工事請負変更契約について、同意第３号教育委員会委員の任命について、議

案第６９号西都児湯障害認定審査会共同設置規約の変更について、議案第７０号高鍋町青少年問題協議会条例の廃止について、議案第７１号高鍋町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について外一部改正が１件、議案第７３号児童福祉法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、議案第７４号高鍋町子ども・子育て会議設置条例の一部改正について、議案第７５号高鍋町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、議案第７６号高鍋町保育所条例の一部改正について外一部改正が２件、議案第７９号令和７年度高鍋町一般会計補正予算（第５号）、議案第８０号令和７年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第４号）外特別会計補正予算が３件の、以上１７件であります。

執行部から説明を受け、質疑を求めたところ、特にありませんでした。その後、議会事務局より会期日程についての説明を受け、会期については、本日１２月４日から１６日までの１３日間で行うことで委員全員の意見の一致を見ましたので、ここに御報告いたします。

以上となります。

―――――――――――――・――――・――――――――――――

日程第１．会議録署名議員の指名

○議長（古川　　誠）　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第１２５条の規定によって、８番、永友良和議員、１０番、森弘道議員を指名いたします。

―――――――――――――・――――・――――――――――――

日程第２．諸報告

○議長（古川　　誠）　日程第２、諸報告を行います。

まず、議長の会務報告及び例月現金出納検査結果報告につきましては、報告書がお手元に配付してありますので、これにより報告といたします。

議員派遣の報告につきましては、報告書がお手元に配付してありますが、町民意見交換会について出席議員から報告を求めます。１４番、緒方直樹議員。

○１４番（緒方　直樹君）　１４番。高鍋町議会と町民意見交換会報告を行います。

高鍋町議会と住民との意見交換会を、令和７年１０月６日から１１月２５日にかけて実施しております。その内容について御報告いたします。

意見交換会の目的について。高鍋町議会は本年より開かれた議会を目指すことを目的に、全議員で話し合い、町民の皆さんと意見交換会を行うことを決めました。そして、第１回目としまして、５月に高鍋商工会議所青年部、女性部、農協青年部、ＳＡＰ会議の皆さんとワークショップ形式の意見交換会を行ったところです。その後、公民館長、町民の皆さんに御案内し順次進めていく予定でしたが、１１の連協長により竹鳩橋架け替えの要望書が提出されたことから、より細かく行ったほうがいいだろうと再度話し合い、連協単位で行うこととしました。会の中では、様々な御意見、御要望、お叱りなど頂きましたが、議

員の仕事は町民の皆さんお一人お一人に寄り添いながら、町に対して様々な提案を行っていくことでありますので、大変貴重な機会となりました。

また、会を進めるに当たり、人の意見を否定しない、一人で話し過ぎないとのルールに御協力いただき、非常に建設的で前向きな意見交換会となりましたこと、町民の皆さんに心より感謝いたします。

それでは報告に移ります。

日程についてです。意見交換会を行った日程は、１０月６日第２連協、１０月１５日第１１連協、１０月２２日第６及び第７連協、１０月３０日第１連協、１１月１日第５連協、１１月７日第８連協、１１月１６日第４連協、１１月２０日第９連協、１１月２１日第１０連協、１１月２５日第３連協、以上それぞれの日程で計１０回実施し、延べ１７５名の住民の方と意見交換会をしております。

意見交換会の進め方ですが、初めに議会報告として、両委員会委員長からの委員会報告活動と監査委員からの報告を約３０分、その後意見交換会を実施し、各連協にお住まいの住民の方から、議会と町に対し様々な意見や要望等を頂き、議会として可能な内容についてはお答えするという対応で行いました。時間につきまして１時間から１時間半程度行っております。

その意見交換会の内容につきまして、可能な限りまとめさせてお伝えいたします。

地区ごとで違いがありましたが、主な共通した意見要望は、地区道路の整備について、草刈りについて、南海トラフ地震対策について、防犯について、福祉について、広報紙のデジタル化について、ごみ出しについて、最後に、竹鳩橋の架け替えとその財源の確保及び住民説明会の実施要望などが共通したものでした。

それでは、特に意見要望が多かったものを御報告いたします。

初めに、地区道路整備については、町に要望してもまず町から予算がなく苦しいと言われる、竹鳩橋建設をする予算があるなら既存の道路整備をどうにかしてもらいたいとの意見がありました。これに対して議会は、道路が陥没しているなど不具合があるときは、写真を送って担当課に持っていくか、もしくは道路整備については、公民館長を通して、口頭ではなく文書にて要望をしてくださいとお願いをしております。

また、関連して草刈りや立ち木処理等については、町民から、地区で年２回ほど行っているが高齢化が進み限界が来ている、区域が広過ぎて時間的余裕がないところもある、また、公民館に入ってくれる方も年々少なくなり、公民館活動してくれる若者もいなくなりつつあり、あと数年で立ち行かなくなる、何十年前に決めたことを今もやれと言われても無理である、昔のようにいかなくなっているので、今後は地区で行うのではなく高鍋町にお願いしたいとの意見がありました。これに対して議会は、大型草刈り機、チョッパーを購入して草刈りしていってはどうかと要望をしている、他町が行っているようにアタッチメントを購入して、必要な箇所の草刈り等を実施できるよう、これまで以上に要望していくと発言をしております。

次に、南海トラフ地震の災害対策について。町民の避難経路を確保するために、二本松橋の拡張工事の実現や、鴫野地区では避難道路としての道路整備や、また地震対策だけでなく水害対策について宮越地区のように対策できないのかとの意見がありました。二本松橋の拡張工事については要望を伝えると発言。そして鴫野地区の水害対策について、国交省も非常排水ポンプを設置し、くみ上げるなどの対策はしているとの発言をしております。また、整備が進んでいるところでも懐中電灯、簡易トイレなどの充実を求める意見がありました。この意見に対し、要望を担当課に伝えると発言しております。

次に、広報紙のデジタル化については、現在、行政事務連絡員が調査しているが、実際どこまで正確な調査ができるのかが疑問である、そしてデジタル化ありきではなく、弱者、高齢者とか障害者に寄り添った対応をしてもらいたい、このままでは高齢者やデジタルに詳しくない人を見捨てることになるのではとの厳しい意見もありました。また、広報紙のデジタル化に関するアンケート内容について疑義を唱える方も多数いらっしゃいました。これに対して、デジタル化の経緯は行政事務連絡員会で配布が大変であるとの意見が発端である。そのため、今回調査を行うこととなった。今後、一部の町民には紙媒体を継続配布する方向で検討しているが、議会としても弱者が取り残されないよう、町に意見を言っていくとの発言をしております。

また、話し合う中で議員からも、情報の提供はデジタル化あるいは紙媒体、いずれでもよいが、情報を要らないという人が出ないようにしなければならないとの発言をしております。

なお、川南町は広報紙を郵送していることから、高鍋町でも紙媒体が必要な人には郵送することにしたほうがよいのではないか、また年齢別案として、７０歳以上には紙媒体で配布するなど区分けしてもよいのではないかとの意見がありました。この２案に対し、町に伝える旨の発言をしております。

次に、福祉については、介護認定が他町と比べ低く、介護調査での対応が厳し過ぎるとの意見がありました。これは、町の予算が他町と比べ余裕がないからではとの疑問の声が多数出ておりました。この意見に対し、高鍋、新富、木城の合同の介護認定審査会があり審査は公平にしている。ただし各町で調査員がいることから、違うとすればそこに原因がある可能性はある。また審査対象者が調査の際、私は元気であるとアピールすることもあるので、本人と家族は本来の姿を調査員に見せるようお願いしたい。議会としても以前担当課とこの介護認定の件について話をしているが、法令に沿って実施しているとの発言をしております。

最後に、１１地区全てにおいて、竹鳩橋架け替えについて内容をほぼ知らない方が多いなというのが印象でした。その中で疑問や意見が多数あり、また賛否両論ありました。

まず、賛成意見としては、川南町、木城町への交通への利便性のよさや消防車が通れるようになること、南海トラフ地震時の緊急輸送時の確保ができること、また防衛省や国から合計８５％補助されると聞くので、町の予算が多少厳しくても何とかなるのではとの意

見、また、他町の知り合いが期待しているからぜひとも架け替えてほしいなどの意見がありました。

次に、反対意見としては、町民のほとんどが利用するものではなく、一部の人しか利用しない橋であり利便性に乏しい、経済効果を期待しているようだが、そうは思えないし、そもそも経済効果を考える必要はない、また、今後通常の住民サービスには支障を来さないと町は繰り返し言われているが、そもそも今の住民サービスに町民が納得、満足しているのかを町は考えるべきである、住民サービスに支障を来さなければ何をしてもいいものではないとする反対意見もありました。

次に、架け替え自体は反対するものではないが、住民サービス低下のおそれがあるのではないか、また、町民に対して情報は提供しているがこれまで町民との対話がない、納得できる対応がないとする意見や、財源確保の根拠が分からないことへの不安や、後々財政が苦しくなっていくのではないか、身の丈に合った政策をするべきと心配する意見がありました。

これまで広報紙等で広報活動を行い、町民に対し架け替えの説明は終えているとして、町民が架け替えに賛同し理解を得ていると町は考えているようだが、町民はまだ十分賛同しているとは言えないという状況を、この意見交換会で見ることができました。そのため、町民から、町は情報を出すだけの広報活動だけでなく、公聴活動を行うべきであるとの意見が多数あり、公聴活動として町は住民説明会を開くべきである、その中で改めて架け替えの理解を得るべきとの意見がほとんどの連協において上がりました。

議会としても、正式に町に住民説明会を開くことを進言しなければいけないとの意見もありました。

また、別の意見では臼杵町長時代は年１回、必ず予算決算の説明と、今の高鍋町が抱える問題を各地に行って町政座談会をしていた、それに倣って住民説明会を行うべきとの意見や、議員は二元代表制の意味をもっと理解し、もっと頑張ってもらわないといけないとの厳しい意見もありました。

まず、議員から住民説明会の実施要望の意見に対し、議会からも要望しているが実現していない状況である。住民説明会を行うことは町長や職員が動くことになると予算がかかるという理由で実施しない。議会として要望はできるが、強制はできない、そこで今回議会として意見交換会を開催した経緯がある。町長はいつも、町長室のドアはいつでも開いていると言っているので、アポイントさえ取れば個人や団体で話を聞くことができると説明しております。

しかしその後、町民から個人的ではなく、公の場で説明会を実施してもらいたいとの意見が多数出ており、これに対し、議員から、町民からの要望があれば町は説明会を行うと発言しているので、ぜひとも町民のほうから住民説明会の実施要望を上げてほしいと説明しております。

次に、議員から、財源確保については財政調整基金を活用していくと町は発言している

こと、また、地域商社設立でふるさと納税の増収を目指す考えがあることを伝えております。住民から、３年後に３０億円を達成することを目指しているのであれば、増収した時点で改めて竹鳩橋架け替え申請をすることが一番よいのではとの意見が多数ありました。その意見を受け、我々議会も財源確保してからの申請であれば、議員の誰も反対しないのだがとの発言をしております。

以上、町民の多くは住民説明会を開催することを強く望んでおります。

また、住民説明会を開催しないことに疑問も持っております。そのため町は竹鳩橋架け替えの必要性や財源確保、住民サービスに支障を来さない等の根拠を説明するべきです。議会としても、ぜひ住民説明会を開催していただくことを強く望みます。

そのほか、高鍋駅舎の利便性向上、防犯、ごみ出し、空き家対策、子どもに対する政策、学校問題、デマンド交通のさらなる利便性向上、新田原基地に伴う再編関連訓練移転等基金の使途の見直し、県道日置南高鍋線、これは水谷原公民館付近から欄干橋までの渋滞を緩和する手段として、神祭野坂の完成後、その道をキヤノン従業員にも利用してもらいたいなどの多数要望がありました。

今回その要望等については、後日、議会から各担当課へ伝えることとし、報告の全てをこれで終了したいと思います。

以上となります。

○議長（古川　　誠）　次に、定期監査結果報告を求めます。三輪見敏代表監査委員。

○代表監査委員（三輪　見敏君）　代表監査委員。おはようございます。

それでは、地方自治法第１９９条第４項及び高鍋町監査委員条例第５条の規定に基づき定期監査を実施しましたので、監査委員２名を代表して、定期監査の結果を御報告いたします。

タブレットのほうを御覧ください。１の監査の種類、２の監査の対象、３の監査期間につきましては、記載のとおりでございます。

次に、４の監査の着眼点及び実施内容ですが、補助金は地方自治法第２３２条の２において「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる」と規定されております。その公益性は、地方公共団体の責任において判断されることから、絶えず必要性が検証され、その結果が反映されるべきであります。

また、補助金は公金である以上、常に予算執行において厳正な対応が求められるものであります。

さらに、税が財源であることを認識し、補助金が補助目的に従って使用されているか、真に効果が認められるとともに交付条件が遵守されているかなど、行政として絶えず把握することが求められております。

以上のことから、ア．予算との整合性、イ．補助目的と人の整合性、ウ．補助額交付の時期は妥当か、エ．申請から交付、完了、実施確認までの手続は、条例、規則、要綱に基づき、的確に行われているか、オ．実績に基づく効果の判定、見直しは行われているか、

以上の５点を主眼に置いて、監査を実施いたしました。

監査の実施に当たっては、補助金に係る予算の写し、補助金交付台帳及び交付に関する全ての関係書類の提出を求め照査を行うとともに、必要に応じて関係課職員に説明を求めました。

また、補助金に関する事務を統括する財政経営課長にも説明を求めました。

併せて、抽出により補助を受ける団体から、経理を証明する書類等の提出を求め照合いたしました。

なお、本監査は高鍋町監査基準に基づき実施いたしました。

５の監査の結果でございますが、補助金交付に係る事務については、予算執行は目的に合致しており、補助金の交付に関する規則及び補助金交付要綱等に準拠して適正に執行され、経理を証明する書類等の管理も適正であることを認めました。

また、実績に基づく効果の判定、見直しも定期的に行われていることを確認いたしました。

今後とも、引き続き適正な補助金交付事務の執行に向けて、分析、評価、検討に取り組まれるよう要望するものであります。今回の監査の対象となった町単独補助金は別表のとおりでございます。

以上、御報告いたします。

○議長（古川　　誠）　次に、町長の政務報告を行います。

町長の政務報告につきましては、報告書がお手元に配付してありますので、これにより報告といたします。

以上で、日程第２、諸報告を終わります。

―――――――――――――・――――・――――――――――――

日程第３．会期の決定

○議長（古川　　誠）　次に、日程第３、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、会期日程予定表のとおり、本日から１２月１６日までの１３日間にしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川　　誠）　異議なしと認めます。したがって、会期は本日から１２月１６日までの１３日間に決定いたしました。

―――――――――――――・――――・――――――――――――

日程第４．議案第６８号

○議長（古川　　誠）　日程第４、議案第６８号高鍋総合運動公園野球場改修工事のうち建築一式工事請負変更契約についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（黒木　敏之君）　町長。おはようございます。

議案第６８号高鍋総合運動公園野球場改修工事のうち建築一式工事請負変更契約につい

て提案理由を申し上げます。

本案につきましては、当該工事の請負変更契約を締結するため、地方自治法第９６条第１項第５号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上、本案につきまして御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（古川　　誠）　続いて、担当課長の詳細説明を求めます。財政経営課長。

○財政経営課長（野中　康弘君）　財政経営課長。それでは財政経営課から詳細説明を申し上げます。

本案の基となります契約は、令和７年第２回定例会において議決を頂いております。

今回の変更内容についてでございますが、契約の目的、工事場所、契約の相手方の変更はございませんが、契約金額につきまして５１６万６，７００円増額し、変更前１億６，６１０万円から、変更後１億７，１２６万６，７００円とするものでございます。

財政経営課からは以上でございます。

○議長（古川　　誠）　社会教育課長。

○社会教育課長（濱本　明俊君）　社会教育課長。今回の工事の変更内容につきまして、資料に基づき説明をさせていただきます。

資料を御覧ください。まず、工事概要ですが、令和９年度に開催の国民スポーツ大会に向けまして、軟式野球会場となります高鍋総合運動公園野球場ＭＡＳＵＤＡスタジアムの大規模改修工事を、社会資本整備総合交付金及び県の第８１回国民スポーツ大会市町村競技施設整備費補助金を活用し行っております。工事内容につきましては、既存バックネットの全面改修、本部席等内野スタンドの内外装の改修、電気設備及び給配水衛生設備改修のほか外構工事となります。

次に、変更概要について御説明いたします。

まず、①本部席等屋根防水下地を形成するための費用で、追加金額は約１８０万円でございます。既存防水モルタルの撤去に関しまして、標準的な設計で見られるモルタルの厚みは３センチ程度であることから、設計では３センチで見ていましたけれども、工事に着手をしたところ、５センチから１０センチで、場所により様々な厚みで塗ってあることが判明をいたしました。全体的にひび割れや欠損している箇所も多く、既存防水下地を全面撤去し、観覧席の形状に下地を形成する必要がありますことから、それらに係る費用を追加するものでございます。

次に、②トイレ間仕切り位置を変更するための費用で、追加金額は約７０万円でございます。設計当初は、既存のコンクリート壁をできるだけ撤去しない方針で新設しますトイレの平面計画を行いました。本体工事が進む中で、解体範囲を広げても構造上支障がないことが確認されましたことから、プライバシーに最大限配慮いたしまして、男女別の間仕切りを設けるための費用を追加するものでございます。

次のページを御覧ください。③内野スタンド等外壁を補修するための費用で、追加金額

は約８０万円でございます。施工時に足場をかけまして、補修箇所の調査を実施したところ、設計段階では確認ができなかったひび割れ等が明らかとなり、塗装前に補修する必要があることから、それらに係る費用を追加するものでございます。

最後に、④支柱基礎工事に伴う土留め費用で、追加金額は約１４０万円です。バックネット支柱基礎工事に伴い掘削を行っていたところ、周辺の地盤が想定より不安定で、一部崩壊や防球ネット支柱が傾く危険性が生じたことから、設計当初の簡易土留めでは支えることが困難と判断し、より安全性の高い工法、親杭横矢板工法による土留め費用を追加するものでございます。

工事の変更内容の説明につきましては以上になりますけれども、これまでこれだけ大きな工事、古い建物を工事する上で、関係課や施工業者、設計業者と慎重に協議を重ねてまいりましたが、工事を進めていく中では想定したものを超えるものや今後の利用の方法の再検討、今回トイレの入り口について御意見を頂きまして変更しておりますけれども、そういったことでまた現場の作業員の安全性を最優先に考慮したものでございます。御理解いただきまして御承認賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（古川　　誠）　以上で説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。７番、中村末子議員。

○７番（中村　末子君）　私、この変更契約を見て説明書を頂いて、やはり美術館と同じだなというふうに思った次第です。というのはやはりここはデルタ地帯で、高鍋町はデルタ地帯にあるために、地下はほとんどが水脈が通っているというふうに言っても過言ではないかなというふうに思います。特に、野球場辺りはもともとあそこに水路があったこともあり、ここはもう不確かな形での底辺であるということは、これはもう工事をする前から恐らく分かり切っていたことではないかなというふうに思います。

私は、この安全対策においても、正直な話ちょっと不十分ではないかなというふうに思うぐらいあるんですね。というのは、クラック、いわゆるひび割れが入る大きな状態というのは地下の地脈、水脈に関係することがたくさんであり、そのことは十分承知されていたものだと私は思ってるんですよね。私は高鍋で生まれて育ったわけではございませんけれど、資料館で見る限り、やはりかなり水の出る、水のあるところであったということは私は確認をしてきて、歴史を知っている人ならば、こんな契約はしなかったというふうに思うんですね。私は高鍋町で生まれて育っているわけではございませんけれども、美術館を造るときにその辺を十分考えてほしいと。絶対クラック入るよ、絶対こうなるよということを教えていただいて、確かにそのとおりで、あそこも増田工務店がしましたけれども、くい打ちがあれでは不十分だということで、大幅な値上げが、請負契約の変更があったということを私は記憶をしています。

だからその辺はどうして過去の例に倣い、ちゃんとした設計がなされていなかったのか、そういうところを知る人がいない上で、そしてそれをちゃんと調査しない上でやってきた

のか、私はそこがちょっとどうも納得いかないんですけど。町長ね……、歴史を知る人であればそれぐらい知っているでしょう。そう思いません。すみませんが、町長にも答えていただきたいなと思うんですよ、今度の場合は。というのは、担当課だけでなく、これは町の歴史観を持った者がやはり設計に関わることによって、本当はもっと――私正直なんです、これでもね。

例えば、配付資料の２枚目を見ていただくと分かるんですけれども、４番目の支柱基礎工事に伴う土留め費用を追加ということにありますよね。そこをちょっと見てみるとやっぱり水が出た跡がありますよね。こんなのを見てると、これをやはり矢板工法にしなければならなかったというところが、やっぱ一番大きな問題なんですよね。矢板をはるということは相当なひずみが要求される、危険度があるということで、矢板を使用するわけですよね。だから、そこのところをどういうふうに考えて、この最初の予算申請を行ってきたのか、そこの――いいんですよ、追加工事は、でもこれやむを得ないと。後でやむを得ないというふうに私は思っているんですが、これ以上の追加工事が出ないのかどうか、そこが一番心配なんですよ。これで済めばまだいいと。だけども、１か所をいじると、支柱はバランスがあるんですよ、バランスが。１か所を強くすると、あとの何か所かがだめになるんですよ。そういう設計上の主たることが、これ理解できているのかどうかということが非常に私心配なんですよ。どうせやるんだったら、支柱のところをしっかりともう一度掘削して、ちゃんとやっていかないと、バランスが悪いんですよ、バランスが。そこをどのように考えて今度の追加工事にされたのかお伺いしたいと思います。

○議長（古川　　誠）　社会教育課長。

○社会教育課長（濱本　明俊君）　社会教育課長。今言われたとおり、地質調査を、やはり安全性もそうなんですけれども、設計する上では必要と考えまして、実施設計の段階では地質調査を２か所行いました。４０メーターの深さを２か所調査いたしまして、この設計という形ではなったんですけれども、今回掘削する中で思っていた以上に弱い地盤があったというところで、今回の土留めの部分を変更をさせていただいたところでございます。

○議長（古川　　誠）　町長。

○町長（黒木　敏之君）　町長。専門家ではございませんけれども、いろんな事例、歴史という話も出ましたけれども、いろんな町を見ます。山間部、あるいは河川のそばに建っている町、あるいは東海市のように多くが埋め立てでできた工業地帯を抱える都市。その条件条件の中でいろいろ変更、あるいは建物のライフサイクルですね、例えると。その流れの中の建物の歴史も見たときにも、常にその条件で地質調査をします。これ、今あるところ、会社の関係で建物を造っていますが、事前の調査とは違う、やり始めて見えてくる地質というのがいっぱい出てきますんで、追加工事、民間ですけれども、出てくるのは当たり前であり、その条件に合わせていくのは当然です。

特に見えない部分、やり始めて分かる部分というのはかなり多いわけです。もう一度言います。ライフサイクル、一つの建物、球場ですね。もう何十年も過ぎた後に、地質の問

題とか様々出てくるのは当然であり、そのときに対応していくのが非常に重要なことであろうというふうに思います。

そこでもう一つ、あそこ、水の湧くところでございますが、おかげさまで大型のポンプを設置してから、水位が、水のですね、出るのがかなり減ったということもお聞きしております。

今回、国スポというのでの野球場の改修ではありますけれども、今後野球場、ＭＡＳＵＤＡスタジアムが多くの高校球児を含め野球キャンプとして、いい条件の場所になるチャンスを得たと思います。徹底して地質を調べ、建築の途中、もう一度言います、ライフサイクルの中での建物ですね、いろんな条件が違った場合はすぐに対応するのが当然であり、そこでコストがかさむのも、出てくるのは当たり前だと認識しております。

○議長（古川　　誠）　ほかに質疑ありませんか。７番、中村末子議員。

○７番（中村　末子君）　今、町長がおっしゃったとおりなんですよ。だから、一番最初に地質調査を、まあ、何か所やられたか分かりませんよ。だから柱のあるところを全て、本当はすべきだったんですよ、お金がかかっても。初めが肝腎なんですよ、初めが。最初が肝腎なんです。やはりきちんとした調査をして、その上で予算をしっかりと確保する。これが本当の財政の在り方なんですよ。後から追加、追加、追加となって、いつの間にか倍ぐらいに膨れ上がってしまってた。こういうことにもなりかねないから、私、申し上げているんです。もうこれで終わりと私は思いたいんですけど。正直な話言うて、１か所を強くすれば、あと何か所かはバランスを失います。バランスがなくなります。そうすると弱いところにひずみが出ます。そうなってくると、せっかくやった工事にアンバランスが生じてやられてしまいます。これはもう、いろんな――さっき町長もおっしゃったでしょう、そのときそのときに対応しなければならないと。じゃあ、そのときそのときに対応して、自分の自宅をつくるときに、そのときそのときに対応する人がどこにいますか。もう一遍にこれだけと、借金する金額が決まったら、我が家であれば、やはりそれで最後まで貫徹してもらうというのが一番大まかなことなんですよ。町の財政でも一緒です。契約でも一緒です。だからやはりそういうところを、調査を何か所したか分かりませんけど、やはりこれからでも、やっぱりやっていかないと、私は、歪みが絶対生じると、絶対と言ってはいけないかもしれませんけど、やはりあれだけ美術館も、あれだけ言われてたのに、やっぱりそういった矢板方式も取らなかった、何も取らなかった、いろんなことが出てきた。どうのってクラックがすぐ起きましたわ。だからそういうことなんですよ。クラックが起きるということは、バランスを損なうからクラックができるんです。これは仕方のないことです。仕方がないから、じゃあ、建て替えるかって、そういうことにはならないから、私は、やっぱり、国スポを行う上、先ほど町長もおっしゃいました、いろんな団体に利用していただいている状況の中で、最善を尽くしてやるということは町長のお気持ちですので、やっぱり町長の意見に沿って、やはり一歩ちょっとここで踏みとどまってでも調査をやるべきじゃないかと思いますが、それはどのように考えていらっしゃいますか。

○議長（古川　　誠）　社会教育課長。

○社会教育課長（濱本　明俊君）　社会教育課長。確かに実施設計の段階では２か所の調査をさせていただきました。その段階ではこの工法、オープンカット工法で見込んでたんですけれども、施工する段階でも業者と打合せをしながら、実際掘削をしながら、作業員の安全性とか考慮しながらなんですけれども、実施設計の段階では過大設計とならないように、やはり職員と業者といろいろ協議を進めてまいっております。

当然、必要以上の工法というか、ならないように、そこは進めてまいりましたけれども、今後も施工する段階、調査も含めてなんですけれども、安全性を一番の重点なものと思いながら進めていきますので、今回この工法により工事を進めていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（古川　　誠）　ほかに質疑ありませんか。７番、中村末子議員。

○７番（中村　末子君）　７番。３回目ですので、確認だけさせてください。じゃあ、これ以上の追加工事はないと考えてよろしいのかどうか、ちょっと御確認だけさせていただきたいと思います。

○議長（古川　　誠）　社会教育課長。

○社会教育課長（濱本　明俊君）　社会教育課長。現段階においてはこれ以上の追加はないと考えておりますけれども、これから先に進める中では想定を超えるもの等がないかどうか、十分考慮しながらやっていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（古川　　誠）　ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川　　誠）　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川　　誠）　次に、原案に賛成者の発言を許します。７番、中村末子議員。

○７番（中村　末子君）　議案第６８号高鍋総合運動公園野球場改修工事のうち建築一式工事請負変更契約について、賛成の立場で討論を行います。

なぜ賛成するのかという一番大きな理由は、先ほども質疑をしましたけれども、今後も調査をして、あり得る増加が、あり得る可能性があると率直に答えていただいたことに端を発します。そういうふうにちゃんと言っていただかないと、私たち議員はあそこに行って３０メートルも掘って調査するわけにはまいりません。

だから、私がお願いしたいのは、できるだけ安くしたいという気持ちはようく分かるんですよ、だけどお金がかかるものは仕方がない、そういうふうな考えを持って、調査については十分な調査を行った上で、できるだけこういった変更契約がないことをお願いをい

たしまして、賛成といたします。

○議長（古川　　誠）　ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川　　誠）　これで討論を終わります。

これから議案第６８号を起立によって採決します。本件は原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古川　　誠）　起立全員と認めます。したがって、議案第６８号高鍋総合運動公園野球場改修工事のうち建築一式工事請負変更契約については、原案のとおり可決されました。

―――――――――――――――・――――・――――――――――――――

日程第５．同意第３号

○議長（古川　　誠）　日程第５、同意第３号教育委員会員の任命についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（黒木　敏之君）　町長。同意第３号教育委員会委員の任命について提案理由を申し上げます。

現委員の四角目久美子氏が、令和７年１２月２０日をもって任期満了になりますことに伴い、新たに菅久美子氏を同委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第２項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

このことにつきまして、御同意を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（古川　　誠）　続いて、略歴の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（横山　英二君）　総務課長。それでは、略歴の御紹介を申し上げます。

氏名、菅久美子、生年月日、――――――――現在６２歳でございます。現住所、高鍋町大字――――――――、最終学歴、――――――――、現在に至っておられます。

以上でございます。

○議長（古川　　誠）　以上で説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川　　誠）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本件は人事案件でありますので、討論を省略し、直ちに採決に入ります。

これから同意第３号を起立によって採決します。本件は同意することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古川　　誠）　起立全員と認めます。したがって、同意第３号教育委員会委員の任命については、同意することに決定いたしました。

―――――――――――――・――――・――――――――――――

日程第６．議案第６９号

日程第７．議案第７０号

日程第８．議案第７１号

日程第９．議案第７２号

日程第１０．議案第７３号

日程第１１．議案第７４号

日程第１２．議案第７５号

日程第１３．議案第７６号

日程第１４．議案第７７号

日程第１５．議案第７８号

日程第１６．議案第７９号

日程第１７．議案第８０号

日程第１８．議案第８１号

日程第１９．議案第８２号

日程第２０．議案第８３号

○議長（古川　　誠）　日程第６、議案第６９号西都児湯障害認定審査会共同設置規約の変更についてから、日程第２０、議案第８３号令和７年度高鍋町下水道事業会計補正予算（第４号）まで、以上１５件を一括議題といたします。

一括して提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（黒木　敏之君）　町長。議案第６９号西都児湯障害認定審査会共同設置規約の変更についてから、議案第８３号令和７年度高鍋町下水道事業会計補正予算（第４号）についてまで、一括して提案理由を申し上げます。

まず、議案第６９号西都児湯障害認定審査会共同設置規約の変更についてでございますが、西都児湯１市５町１村が共同で設置する西都児湯障害認定審査会において、審査会委員の負担軽減及び審査判定の効率化を図るため、審査会委員の定数等について所要の改正を行うものでございます。

議案第７０号高鍋町青少年問題協議会条例の廃止についてでございますが、青少年が抱える問題については、条例制定当初の非行、不良行為、暴走行為等から児童虐待、いじめ、不登校など多様化していることから、関係機関、専門機関が相互に連絡調整を行い対応しております。今後、青少年の問題に関しては、町内における子ども・子育て支援施策を総合的に調査、審議する合議制の機関である高鍋町子ども・子育て会議の中で協議することを想定しているため、本条例を廃止するものでございます。

次に、議案第７１号高鍋町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてでございますが、近年の国の人事院勧告に基づく本町職員の給与改定において、若年層の職員と中高年齢層の職員の改定率に相当の差が生じていることを受け、中高年齢層の職員の処遇

改善策として、期末勤勉手当の役職に応じた加算率を引き上げるために、条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第７２号高鍋町印鑑条例の一部改正についてでございますが、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づく印鑑登録システムの標準化を実施するに当たり、所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第７３号児童福祉法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてでございますが、児童福祉法の改正に伴い、保育所等の職員による虐待に関する通報義務等が規定されたことに伴い、対象となる施設及び事業に関わる条例について、所要の改正を行うものでございます。改正の対象となるのは、高鍋町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例、高鍋町地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例、高鍋町放課後児童の健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の３つの条例でございます。

次に、議案第７４号高鍋町子ども・子育て会議設置条例の一部改正についてでございますが、前議案と同様、児童福祉法の改正に伴い、保育所等の職員による虐待に関する通報義務等が規定されたことに伴い、通報に対し町が行った措置について、児童福祉審議会等に報告する必要があるため、当該事項を高鍋町子ども・子育て会議の所掌事務に追加するなど、所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第７５号高鍋町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてでございますが、乳児等通園支援事業、通称こども誰でも通園制度が、子ども・子育て支援法において乳児等のための支援給付として規定され、令和８年度より全国の自治体で実施することが必須となったことから、本町においても事業実施に関わる設備及び運営に関する基準を定める条例を制定するものでございます。

次に、議案第７６号高鍋町保育所条例の一部改正についてでございますが、前議案について説明いたしました乳児等通園支援事業について、令和８年度より町立わかば保育園において実施するため、所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第７７号高鍋町水道事業の設置等に関する条例の一部改正についてでございますが、第４次拡張事業に伴う水道事業の経営変更認可により、計画給水人口及び１日最大給水量に変更が生じたことから、所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第７８号高鍋町公園条例の一部改正についてでございますが、現在の改修工事中の高鍋総合運動公園野球場において、本部席等が令和８年２月１日から利用可能となることにあわせて、付設設備を使用する際の料金を細分化して設定するため、条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第７９号令和７年度高鍋町一般会計補正予算（第５号）についてでございますが、今回の補正は歳入歳出それぞれ５億６，５５３万５，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ１３２億６９５万７，０００円とするものでございます。

補正の主な内容といたしましては、歳出は、畜産農家の飼養管理の省力化、品質向上に

よる生産基盤の強化を目的とした畜産競争力強化整備事業補助金、光熱費等の高騰の影響を受ける医療機関・福祉施設等に対する支援金、及び全ての妊産婦・子育て世帯・子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有するこども家庭センターの開設に要する経費等でございます。歳入は、国・県支出金、諸収入及び繰越金の増額などでございます。併せまして、畜産競争力強化整備事業外１１件の繰越明許費の計上、廃棄物処理委託外２１件の債務負担行為の追加、県営農地整備事業における地方債の追加を行うものでございます。

次に、議案第８０号令和７年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第４号）についてでございますが、今回の補正は歳入歳出それぞれ２９万８，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ２３億６，９１６万１，０００円とするものでございます。

補正の内容といたしましては、職員の住居手当及び時間外勤務手当の増額で、財源は一般会計繰入金でございます。併せまして、国保市町村事務処理標準システム保守業務委託外１件の債務負担行為の計上を行うものでございます。

次に、議案第８１号令和７年度高鍋町後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）についてでございますが、今回の補正は歳入歳出それぞれ３万６，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ６億４，５６２万１，０００円とするものでございます。

補正の内容といたしましては、現在までの実績に基づいた決算見込みによる保険料還付金の増額で、財源は諸収入でございます。

次に、議案第８２号令和７年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第３号）についてでございますが、今回の補正は歳入歳出それぞれ３６６万３，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ２１億８，１０５万５，０００円とするものでございます。

補正の内容といたしましては、職員の人事異動に伴う人件費及び介護保険制度改正に係るシステム改修費の増額並びに地域密着型介護予防サービス給付費の不足に伴う歳出費目間での調整で、歳入はシステム改修費に係る国庫支出金及び職員給与費等に係る一般会計繰入金の増額でございます。併せまして、認知症地域支援推進事業委託外１１件の債務負担行為の計上を行うものでございます。

次に、議案第８３号令和７年度高鍋町下水道事業会計補正予算（第４号）についてでございますが、今回の補正は収益的支出を１５０万円追加し、収益的支出総額を３億４，１４７万円とするものでございます。

補正の内容といたしましては、公共ます設置件数の増加に伴う修繕費及び道路改良工事に伴うマンホールの高さ調整等に係る手数料を増額するものでございます。

以上、１５件の議案につきまして、御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（古川　　誠）　以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

午前11時00分散会